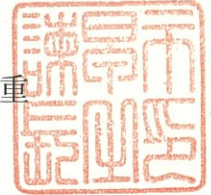


諫早市公告第 4 4 号

業務の委託について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

諫早市長 大久保 潔 重



記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

農業水利施設 I C T ネットワーク整備計画策定業務(その 1)

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 0 月 6 日まで

(3) 目的及び概要

本業務は、地域の湛水被害を防止するため、排水機場の稼働状況や、ため池の水位等の情報を遠隔監視できるように、現地の設備や環境条件を把握し、L P W A、I E E E 等の通信規格を用い試行調査を実施した後、本地区に適した通信方式及び通信施設の計画、情報通信ネットワーク環境の検討を行うものである。

(4) 業務の場所

諫早市 中央干拓 外番地内

2 入札参加資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次の(1)から(4)までの条件を全て満たす者で、(5)から(7)までについてはいずれかを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から落札の決定までの間において、指名停止の

措置を本市から受けていない者であること。

- (3) 市県民税等を滞納していない者であること。
- (4) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条の規定による暴力団等に該当しない者であること。
- (5) 本市の令和7・8年度の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿において、工事の種類が電気通信工事で登載された者であること。
- (6) 本市の物品の製造、販売及び役務の提供等における令和7・8年度の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿において、電算（ソフトウェア開発）又は電算（データ処理）の業種に登載された者であること。
- (7) 本市の令和7・8年度の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿において、建設コンサルタント業務等に登載された者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

本競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、この公告の日から令和8年6月2日までの間（市の休日を除く。）の9時00分から17時00分までに4の部局に提出すること。

なお、提出は郵送による提出も認める。この場合において、提出期限は上記期間内に必着とし、郵送に係る費用は申請者負担とする。

4 当該業務委託に関する事務を担当する部局の名称

諫早市農林水産部農地保全課（別館3階）

〒854-8601

長崎県諫早市東小路町7番1号

電話0957-22-1500

5 仕様書の公開期間及び場所

(1) 期間

この公告の日から令和8年6月2日までの間

(2) 場所

諫早市ホームページに掲載する。

6 本業務に係る質疑応答については、入札参加資格申請後に期間を設け実施する。

7 入札の方法等

(1) 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者

(2) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(4) 電送及び郵送による入札は、認めない。

(5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

8 最低制限価格

あり

9 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月18日(木) 14時00分から

(2) 場所 諫早市役所 本館8階 8-4会議室

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 市を被保険者とする履行保証保険契約(入札金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から過去2年間の間において、国(公社及び

公団を含む。)又は地方公共団体との間の同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した履行証明を提出する場合

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。なお、無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は市長の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (7) 入札者が連合して入札したとき。
- (8) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき、その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 諫早市契約規則(平成17年規則第54号)第7条の規定に基づいて作成された予定価格と最低制限価格との範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わ

ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 4 消費税及び地方消費税額の取扱い

本業務委託に係る消費税及び地方消費税相当額の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率等」という。）が改定された場合は、前号の契約金額に、改定後の消費税率等による金額を加算した金額に契約変更するものとする。

1 5 前払金

請負代金額が200万円を超える業務に当たっては、請負代金額の10分の3以内の額とする。

1 6 その他

その他詳細は、特記仕様書による。